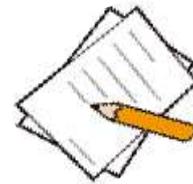


収入申告の提出について

- ・市営住宅の家賃は、毎年、入居者全員の収入や家族構成に応じて決定されます。
- ・同封の収入申告書は、令和5年4月からの家賃を決める大切な書類です。
- ・収入申告が未提出の場合や書類が足りない場合、令和5年4月からの家賃が近傍同種家賃（その住宅の最高額家賃）となります。

提出期限内に必ずご提出ください。



【お願い】 窓口混雑の緩和のため、郵送による書類提出にご協力をお願いします。

家賃減免制度について

家賃減免基準

最新の市・県民税課税証明書に記載されている所得割額が世帯全員が0円であること。

減免申請書の添付書類

- ①水戸市営住宅減免申請書
- ②最新の市民税・県民税課税証明書（18才以上の入居者全員分）
- ③住民票（世帯全員分 ※本籍・続柄記載のもの）

※ただし、減免基準を満たしていても、次の場合には減免承認ができません。

- ・家賃等を滞納している世帯は対象となりません（滞納解消に誠意が見られる場合は、この限りではありません）
- ・法令等で定められた手続き（異動、同居、承継、収入申告等の申請・届出）を行っていない世帯は対象になりません

※生活保護世帯の場合は、上記基準とは別の基準となります。

減免基準に該当し、申請を希望される方は、下記問合せ先まで連絡をお願いします。

お問合せ先

水戸市営住宅指定管理者  一般財団法人茨城県住宅管理センター 水戸センター
〒310-0062 茨城県水戸市大町3-4-36大町ビル2階

入居中のご相談等の連絡先は管理課

TEL 029(297)8360

FAX 029(233)2424

ホームページ ⇒ <http://www.jkcc.jp>

修繕・退去に関する連絡先は施設課

TEL 029(226)3300

平日受付時間は、8:30～17:15。その他の時間帯（夜間休日等）についての緊急トラブル（水漏れ・断水・停電等）・緊急を要する事故（火災・安否確認等）は、コールセンター0120-303-440をお願いします。

ペットの飼育禁止



飼育禁止！

市営住宅では動物（犬・猫・鳥類等）を飼育することを禁止しています。
しかしながら、動物を飼育している入居者を、少なからず見受けられる状況です。
飼っている方にはかわいい動物であっても、鳴き声や室内を走り回る音や糞尿の放置など、
他の入居者の方々にとっては迷惑に感じる場合もありますので、動物は絶対に飼わないでください！

預かり禁止！

また、一時的であっても、預かることも禁止です。住宅内に動物を入れしないでください。
飼育している方々は早急に預け先を探す、または、市営住宅から退去し、ペットが飼育できる住宅へ転居する等の対応をしてください。

餌やり禁止！



可愛いからと安易に餌を与える事により、猫や鳥などが集まるようになります。
猫や鳥が集まる事により、糞尿による汚れや臭いなどの問題が懸念されます。
野良猫や野鳥に餌を与えないでください！
また、感染症やノミ・ダニを持った猫や鳥がいないとは限りません。
安易に触らないようにしてください。

ペット飼育による苦情は、飼育者による「迷惑行為」となります。
万が一、事故が起きた場合は、飼育者の賠償責任が発生します。
ペットによる室内の汚損・破損は、飼育者負担で現状復帰していただきます。
迷惑行為に発展した場合、条例により「**住宅の明渡し**」を求め**る場合があります**。

手続きを忘れていませんか？

下記に該当する方は、手続きが必要です。

| NO | 事 項 | 提出するもの | いつまでに？ |
|----|---------------------|------------------------------------|---------|
| 1 | 子供が生まれた時 | 異動届と 住民票 (市営住宅に居住している方全員のもの) | 30日以内 |
| | 同居者が独立等で転居した時 | | |
| | 名義人以外が亡くなった時 | | |
| | 離婚をして名義人以外が転居した時 | | |
| 2 | 親族を同居させる時 | 同居承認申請書と関係書類 | 一緒に住む前に |
| 3 | 離婚をして名義人が転居した時 | 承継入居申請書と関係書類 | 15日以内 |
| | 名義人が亡くなった時 | | |
| 4 | 連帯保証人または緊急連絡先を変更する時 | 緊急連絡先（新規・変更）届出書と関係書類 | 遅滞なく |

※詳しくは住宅管理センター 水戸センター（029-297-8360）へお問合せください。

※各種申請・届出の締日は毎月末日（休業日の場合は前営業日）となります。